

ASAサイクリングツーリズム推進事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市長は、サイクリングを活かした交流人口の増加、地域の活性化、市民の健康増進、自転車の活用推進等に向けた取り組み（以下「ASAサイクリングツーリズム推進事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、ASAサイクリングツーリズム推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、ASAサイクリングツーリズム推進事業を実施する団体（法人を含む。以下同じ。）その他市長が適当と認める団体とする。ただし、鳴門市内に住所を有する団体を優先的に採択する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象とはしない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 前号に掲げる団体が構成団体となっている実行委員会等の団体

(交付の対象)

第3条 この要綱において補助の対象となるのは、鳴門市内を中心として行う事業であって、スポーツ・健康づくりイベント、交流会、講習会、周知・啓発等のうち自転車を活かした取り組みの機会を創出する事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、他の補助金等を受けて実施する事業及び飲食又は宿泊のみの事業は除く。

2 ASAサイクリングツーリズム推進事業は、公募により参加者を広く募集できる事業とし、別に定める「企画提案募集要領」における企画条件を満たさなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち報償費、旅費、需用費（食糧費及び賄材料費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とする。

2 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費から参加費等の収入の合計額を控除した額とし、1事業につき25万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の同一団体への交付は、同一年度において2回までとする。

(補助金交付申請書)

第5条 条例第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号による。

(軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の計画に要する経費の総額の20パーセント以内の変更とする。

2 条例第5条第1項第2号の市長が定める軽微な変更は、補助目的及び事業能率に影響のない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 条例第5条第1項第1号及び第2号の規定による市長の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書

(2) 変更収支予算書

2 条例第5条第1項第3号の規定による市長の承認を受けようとする者は、補助事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項第4号の規定による市長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第8条 条例第6条の規定による補助金の決定の通知は、様式第4号による。

2 条例第5条第1項及び第2項の規定に係る補助事業の変更の承認通知は、様式第5号による。

3 条例第5条第1項第3号の規定に係る中止・廃止の承認の通知は、様式第6号による。

(実績報告書等)

第9条 条例第11条の実績報告書は、様式第7号による。

(補助金の額の確定)

第10条 条例第12条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第8号による。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の補助金請求書等を受理した後、補助金を支払うものとする。

(書類の保管期間)

第13条 条例第18条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次頁において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。